

# 原発回帰へと逆行する

ながれ

伴 英幸 (ばん ひでゆき／特定非営利活動法人原子力資料情報室 共同理事)

福島原発事故から 11 年が経過した 2022 年、原子力政策は大きな転換点を迎えたかに見える。ここでは 3 つの大きな出来事を取り上げた。

## ●ロシアによるウクライナ侵略

2022 年 2 月 24 日ロシア軍は突如としてチョルノービリ原発を占拠した。これがロシアによるウクライナ侵略の始まりだった。同原発は 4 号炉で 1986 年に爆発事故を起こし、施設から 30km 圏内は永久居住禁止区域となり、飛散した放射能は 8000km 離れた日本も汚染した。その後最終的に全 4 基の原発が閉鎖されたのは 2000 年 12 月だった。

その原発からロシア軍が撤退したのは 3 月 31 日で、撤退に際してはコンピューターや放射線測定器の校正線源が持ち去られた。一方で、強く汚染されたために常緑樹が枯れ「赤い森」と呼ばれている区域で塹壕を掘ったことによる、ロシア軍兵士への被ばく影響が心配されている。

3 月 4 日になるとロシア軍はザポリージャ原発を攻撃して占拠した。砲撃により施設内の訓練棟が破壊され、火災が発生した。1 号炉建屋に着弾したり、使用済み燃料貯蔵施設に着弾するなど施設への攻撃は繰り返し行われ危険な状態が現在も続いている。9 月になるとウクライナ政府は 6 基全てを停止させたが、送電線が幾度も破損し、その度に原子炉の冷却のためディーゼル発電機を動かして対応している。この発電機の起動に失敗したり、破壊されたりすれば、メルトダウンが起き、広範囲での住民の被ばくや環境の放射能汚染につながる。ロシア軍による占拠は現在も続いている。

ロシアによる侵略に対しては国際社会から

強い避難が浴びせられている。それに加えて、ロシアも締約しているジュネーブ諸条約 56 条で禁止されている原子力施設への攻撃が実際に起きたことにより、戦争状態ではいとも簡単に原子力施設が攻撃対象となることが明瞭となった。翻って、日本には 17 サイトに廃炉も含めて 58 基の原発があり、核燃料がサイト内に保管されている。現状では国内のどの原子力施設も軍事攻撃を想定しておらず、今後も想定した規制は行われたい。それは攻撃の防ぎようがないためであり、攻撃による被害を最小限に留めるにはできるだけ早く運転を停止するしかない。

## ●13兆円の賠償を命じた東京地裁判決

2022 年 7 月 14 日、東電株主有志が訴えた訴訟で東京地裁は画期的な判決を下した。福島原発事故に対して当時の経営陣 4 人の責任を認め、会社に対して 13 兆 3 千億円の賠償を行うことを言い渡した提訴から 10 年が経過しての決定である。当初から津波が敷地に浸水すればメルトダウンする恐れを経営陣は理解しており、2008 年には想定津波が敷地に浸水すると評価されていた。その評価は信頼に値するものであり、この段階で建屋の浸水を防ぐ水密化などの対策をとっていれば、事故は防ぐことができた。しかしそれをしなかったのは、経営陣の注意義務違反であると、朝倉佳秀裁判長は断じた。株主代表訴訟を担った弁護団は非常に緻密な立証を一つひとつ積み上げて裁判を闘ってきた。この判決は控訴審でも覆らないと思われるが、今後もこの行方が注目される。

他方、経営陣の刑事責任を問うた裁判では一審は無罪となったが、こちらは、浸水対策

たとえば当時は防潮堤の建設以外には考えられず、たとえ評価通りに建設していたとしても事故は防げなかったと判断した。控訴審は2023年1月に判決がでる。民事訴訟の判決がよい影響を与えることを期待したい。

原発の経営を継続するには文字通り安全を優先させるべきことが示された判決だが、果たして、以下に見る原発回帰を見ると、心許ない状況である。

### ●岸田政権の原発回帰政策

岸田総理は各省大臣を中心としたGX（グリーン・トランスフォーメーション）実行会議を7月27日に招集した。化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させるための会議と銘打っている。

政府が考えるクリーンエネルギーは再生可能エネルギーと原子力である。ロシアのウクライナ侵略に端を発したエネルギー価格の高騰と電力不足の恐れという不安定な状況を利用して原子力利用の復活を強調しており、この点は将来的に脱原発を求める国民世論とは相容れない政策だ。さらに、原子力は2030年二酸化炭素46%削減にほとんど役立たない。

原子力復活政策は(1)再稼働への関係者の総力の結集、(2)既設炉の運転期間の延長、(3)次世代革新炉の開発・建設、(4)再処理・廃炉・最終処分プロセスの加速などである。

しかし、(3)は世界のどこにも実用化されていない机上のプランにすぎない。(4)はおおよそ電力供給とは関係のない課題なので、以下(1)と(2)に言及したい。

(1)の実態は経済産業省による交付金の増額として顕在化した。再稼働に合意した立地自治体に対してこれまでの倍の10億円に拡充、隣接県に対しては新たに最大5億円の交付金を支給するという札束作戦だ。狙いは東海第二原発と柏崎刈羽原発の再稼働と考えられる。

これらは規制に合格しても再稼働できていない。その理由は、前者は裁判で避難計画の実効性への疑問から運転差し止めの判決が出たためであり、後者は県独自の福島原発事故の原因究明が未完だからである。こうしたことから、交付金増額で自治体の合意が加速するとは考えにくい。

(2)の運転期間延長も議論が最中だ。原子炉等規制法では、運転期間を原則40年、1回に限り延長でき、その上限は20年と定められている。現在の原発は設計寿命を30年～40年としているので、原則40年の運転はそれなりの根拠があって定められたものだ。

山中伸介原子力規制委員長は、就任するや否や、経済産業省との会合を設定して、運転期間は「原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない」との見解を示した。実はこの見解は原子力産業会の集まりである「原子力エネルギー協議会」との6回の会合を重ねて2年前の2020年7月に出されたものだ。当時の更田豊志委員長は見解のまま対応しなかったが、山中委員長の最初の仕事が経産省の運転期間延長を容認することだった。これでは(3)が今世紀末ごろまで不要となる。

経産省では規制基準の変更、自然災害、訴訟による停止などの期間を除外する方向で電気事業法を改正して、原発の運転延長や新規原発への建替えに関する権限を強化する。

運転期間が延長される場合、運転期間30年を超える原発に対して10年ごとに老朽化の状況を審査する方向で強化することにしており、原子力事業者にとってメリットは少ない。また、運転期間延長は機器の劣化状況が科学的に明瞭には把握できない現実から重大事故のリスクが増大することになる。

こうしたことから、原発回帰は極めて限定的だろう。